

## 論点整理ペーパー及び農薬専門調査会体制（平成 22 年 6 月農薬専門調査会決定）

	頁
（食品健康影響評価を実施する部会を指定する農薬）	
ジカンバ .....	1
ジフェノコナゾール .....	5
シプロジニル .....	8
ファモキサドン .....	11
（既に食品健康影響評価の結果を有している農薬）	
スピロメシフェン .....	14
ピリダリル .....	15
オキシリニック酸 .....	16
メタアルデヒド .....	17
メタラキシル及びメフェノキサム .....	18
農薬専門調査会体制（平成 22 年 6 月農薬専門調査会決定） .....	19

## 【食品健康影響評価を実施する部会を指定する農薬】

### ジカンバ

諮問理由	化学構造	作用機序	用途	評価資料
・ 暫定基準 ・ インポートトレランス申請 ・ 飼料中残留基準値設定	芳香族カルボン酸系	オーキシンの植物ホルモン作用により、雑草類を枯死させる	除草剤	・ 農薬抄録 ・ 環境省資料 ・ 米国 ・ カナダ

#### 【試験成績の概要】

1. 暫定基準値は、別添のとおり。基準参照国は、日本のみ。
2. 大麦及びだいずに対するインポートトレランス申請及び飼料中残留基準値設定の要請がなされている。

#### 【事務局における気づきの点】

##### 1. 動物体内運命試験

ジカンバのラット、マウス、イヌ、ウサギ、ヤギ及びニワトリを用いた体内運命試験において、ジカンバの吸収及び排泄は速やかで、動物種、投与方法及び投与量にかかわらず、主に尿中に未変化体として排泄された。血中濃度は1時間で最大に達した。組織への分布は少なく、消失も速やかであった。尿及び糞中の主要成分は親化合物であり、代謝物として少量のB及びEが認められた。ジカンバ耐性だいず（遺伝子組換え作物）における主要代謝物であるBについて、ラットを用いた体内運命試験では、吸収及び排泄は速やかで、その大部分が未変化で尿中に排泄され、組織中にはほとんど残留しなかった。

##### 2. 植物体内運命試験（小麦、だいず、ジカンバ耐性だいず）

小麦の穀粒では親化合物が16.1%TRR 検出され、10%TRR を超える代謝物は認められなかった。小麦の茎葉では代謝物Hが64.6%TRR 認められた。

だいずでは、葉及び子実中残留放射能の大部分が親化合物であった。代謝物としてBがさや形成初期処理の葉で17.0%TRR 検出された。

ジカンバ耐性だいずでは、茎葉及び子実で代謝物Jが10%TRR を超えて認められた。

- ##### 3. 急性神経毒性試験で、ラット及びイヌにおいて神経行動学的変化（取扱い時の筋緊張、歩行異常等）が認められたが、病理組織学的変化はみられなかった。急性遅発性神経毒性試験で、ニワトリにおいて運動失調の典型的な臨床症状を発現し、最初の毒性症状は起立不能であった。神経組織の病理組織学的検査で坐骨神経障害が示唆された。急性遅発性神経毒性は陰性であった。

- ##### 4. 親化合物（ジカンバ）を用いた亜急性毒性試験において、ラット及びイヌで神経

## 【食品健康影響評価を実施する部会を指定する農薬】

行動学的変化（活動性低下、歩行異常等）が認められたが、病理組織学的変化はみられなかった。その他に、ラットでは肝臓（重量増加、ALP 増加）、イヌでは血液（貧血）に影響がみられた。4 週間の回復期間終了後にはほとんどの所見は認められなかった。なお、代謝物 B、C 及び D の亜急性毒性試験において、親化合物と比較して特に問題となる毒性は認められなかった。

5. ラット及びイヌを用いた慢性毒性試験で毒性所見は認められなかった。ラット及びマウスで発がん性は認められなかった。  
代謝物 B のラットを用いた慢性毒性/発がん性併合試験においても、一般毒性及び発がん性は認められなかった。
6. ジカンバ及び代謝物 B のいずれにおいても繁殖能に対する影響及び催奇形性は認められなかった。
7. ジカンバ、代謝物 B、C 及び D の遺伝毒性試験では、一部の *in vitro* 試験で最高用量のみ又は代謝活性化系非存在下の細胞毒性が認められる高用量域で陽性結果が得られたが、*in vivo* 試験では陰性であった。

## 【担当評価部会】：評価第三部会

（ジョイントレビューに係る剤であるため。ただし、神経毒性・遺伝毒性に一部懸念があることから、他の部会の専門委員への参画も要請し、評価体制を強化。）

# ジカンバ(DICAMBA)

残留基準値	参考基準国	残留基準	登録保留基準	Codex	米	豪州	加国	EU	NZ	類型	残留基準値	参考基準国	残留基準	登録保留基準	Codex	米	豪州	加国	EU	NZ	類型
<b>農産物に係る基準値</b>																					
米(玄米)	0.05	現行	0.05	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	みかん										
小麦	0.5	現行	0.5	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	なつみかん										
大麦	0.5	現行	0.5	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	なつみかんの果皮										
ライ麦	0.1	現行	0.1	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	なつみかんの果実全体										
とうもろこし	0.5	現行	0.5	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	レモン										
そば	0.05	現行	0.05	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)										
その他の穀類	3	現行	3	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	グレープフルーツ										
大豆	0.05	現行	0.05	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	ライム										
小豆類				.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	その他のかんきつ類果実										
えんどう				.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	りんご										
そら豆				.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	日本なし										
らっかせい				.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	西洋なし										
その他の豆類				.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	マルメロ										
ばれいしょ	0.05	現行	0.05	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	びわ										
さといも類(やつがしらを含む。)				.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	もも										
かんしょ				.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	ネクタリン										
やまいも(長いもをいう。)				.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	あんず(アブリコットを含む。)										
こんにゃくいも				.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	すもも(プルーンを含む。)										
その他のいも類				.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	うめ										
てんさい				.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	おうとう(チェリーを含む。)										
さとうきび	0.1	現行	0.1	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	いちご										
だいこん類(ラディッシュを含む。)				.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	ラズベリー										
だいこん類(ラディッシュを含む。)				.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	ブラックベリー										
かぶ類の根				.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	ブルーベリー										
かぶ類の葉				.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	クランベリー										
西洋わさび				.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	ハuckleベリー										
クレソン				.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	その他のベリー類果実										
はくさい				.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	ぶどう										
キャベツ				.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	かき										
芽キャベツ				.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	バナナ										
ケール				.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	キウイ										
こまつな				.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	パパイヤ										
きょうな				.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	アボカド										
チンゲンサイ				.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	パイナップル										
カリフラワー				.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	グアバ										
ブロッコリー				.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	マンゴ										
その他のあぶらな科野菜				.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	パッションフルーツ										
こぼろ				.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	なつめやし										
サルシフィー				.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	その他の果実										
アーティチョーク				.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	ひまわりの種子										
チコリ				.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	ごまの種子										
エンダイブ				.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	べにばなの種子										
しゅんぎく				.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	綿実	3	現行	3	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....
シタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)				.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	なたね										
その他のきく科野菜				.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	その他のオイルシード										
たまねぎ				.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	ぎんなん										
ねぎ(リーキを含む。)				.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	くり										
にんにく				.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	ペカン										
にら				.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	アーモンド										
アスパラガス	3	現行	3	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	くるみ										
わけぎ				.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	その他のナッツ類										
その他のゆり科野菜				.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	茶										
にんじん				.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	コーヒー豆										
パースニップ				.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	カカオ豆										
パセリ				.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	ホップ										
セロリ				.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	その他のスパイス										
みつば				.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	その他のハーブ										
その他のせり科野菜				.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....											
トマト				.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....											
ピーマン				.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....											
なす				.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....											
その他のなす科野菜				.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....											
きゅうり(ガーキンを含む。)				.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....											
かぼちゃ(スカッシュを含む。)				.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....											
しろうり				.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....											
すいか				.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....											
メロン類果実				.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....											
まくわうり				.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....											
その他のうり科野菜				.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....											
ほうれんそう				.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....											
たけのこ				.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....											
オクラ				.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....											
しょうが				.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....											
未成熟えんどう				.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....											
未成熟いんげん				.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....											
えだまめ	10	海外		.....	.....	10	.....	.....	.....	.....	5										
マッシュルーム				.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....											
しいたけ				.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....											
その他のきのこ類				.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....											
その他の野菜				.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....											

# ジカンバ(DICAMBA)

残留基準値	参考基準国	残留基準	登録保留基準	Codex	米国	豪州	加国	EU	NZ	類型	残留基準値	参考基準国	残留基準	Codex	類型
畜水産物に係る基準値															
加工食品に係る基準値															
ミネラルウォーター類に係る基準値															
牛の筋肉	0.1	海外			0.2	0.05					5				
豚の筋肉	0.1	海外			0.2	0.05					5				
その他の陸棲哺乳類の筋肉	0.1	海外			0.2	0.05					5				
牛の脂肪	0.2	海外			0.2						5				
豚の脂肪	0.2	海外			0.2						5				
その他の陸棲哺乳類の脂肪	0.2	海外			0.2						5				
牛の肝臓	0.8	海外			1.5	0.05					5				
豚の肝臓	0.8	海外			1.5	0.05					5				
その他の陸棲哺乳類の肝臓	0.8	海外			1.5	0.05					5				
牛の腎臓	0.8	海外			1.5	0.05					5				
豚の腎臓	0.8	海外			1.5	0.05					5				
その他の陸棲哺乳類の腎臓	0.8	海外			1.5	0.05					5				
牛の食用部分	0.1	海外			0.2	0.05					5				
豚の食用部分	0.1	海外			0.2	0.05					5				
その他の陸棲哺乳類の食用部分	0.1	海外			0.2	0.05					5				
乳	0.2	海外			0.3	0.1					5				
鶏の筋肉	0.05	海外				0.05					5				
その他の家禽の筋肉	0.05	海外				0.05					5				
鶏の脂肪	0.05	その他									6-3				
その他の家禽の脂肪	0.05	その他									6-3				
鶏の肝臓	0.05	海外				0.05					5				
その他の家禽の肝臓	0.05	海外				0.05					5				
鶏の腎臓	0.05	海外				0.05					5				
その他の家禽の腎臓	0.05	海外				0.05					5				
鶏の食用部分	0.05	海外				0.05					5				
その他の家禽の食用部分	0.05	海外				0.05					5				
鶏の卵	0.05	海外				0.05					5				
その他の家禽の卵	0.05	海外				0.05					5				
魚介類(さけ目魚類に限る。)															
魚介類(うなぎ目魚類に限る。)															
魚介類(すずき目魚類に限る。)															
魚介類(その他の魚類に限る。)															
魚介類(貝類に限る。)															
魚介類(甲殻類に限る。)															
その他の魚介類															
はちみつ															

## ※留意事項※

## ※表の見方他※

- ・「残留基準値」の列(太字・黄色背景)にある数値が、現在「食品、添加物等の規格基準(昭和34年12月28日厚生省告示第370号)」において告示されている基準値である。
- ・基準値が空欄の食品については、一律基準値0.01ppmが適用される。
- ・表中の農作物、畜水産物、加工食品の名称は、告示されているものと便宜的に異なる場合がある。
- ・個別の食品がどの分類に属するかの詳細については、別途お示しすることとしているが、該当がない食品(ワカメ等の海藻類や、ワニの肉、プロボリス等のその他食品)については、一律基準値が適用される。
- ・加工食品については、当該加工食品に基準値がある場合、また当該加工食品から派生した加工食品について判断する場合、加工食品の基準が優先して適用される。
- ・なお、加工食品のうち残留基準を設定しないものについては、原則として、残留基準に適合した原材料を用いて製造され又は加工されたものであれば、流通を可能とすることとする。

- ・表中の残留基準値は、平成17年11月29日現在のものであり、今後随時改訂されることがあり得る。
- ・表中の登録保留基準値、国際基準値、海外基準値等は、原則として暫定基準等(最終案)公表時に当方が把握していたものであり、最新の情報とは異なる可能性がある。

## 【食品健康影響評価を実施する部会を指定する農薬】

### ジフェノコナゾール

諮問理由	化学構造	作用機序	用途	評価資料
・ 暫定基準 ・ インポートトレランス申請 ・ 適用拡大申請	トリアゾール系	エルゴステロール生合成阻害	殺菌剤	・ 農薬抄録 ・ JMPR ・ 豪州

#### 【試験成績の概要】

1. 暫定基準値は、別添のとおり。基準参照国（機関）は日本、Codex 及び豪州。
2. 高麗人参に対するインポートトレランス申請及びピーマン、ナス、茶に対する適用拡大申請がなされている。

#### 【事務局における気づきの点】

##### 1. 動物体内運命試験

ラットに単回経口投与後の  $T_{max}$  は 0.5~4.0 時間、吸収率は 42~92% であり、肝臓又は脂肪に高く分布した。[phe- $^{14}C$ ]ジフェノコナゾール投与による尿中に 10% TAR を超える個別の代謝物はなく、糞中に B、G、N 及び O が、[tri- $^{14}C$ ]ジフェノコナゾール処理による尿中に K（トリアゾール）が認められたが、親化合物は認められなかった。主要排泄経路は糞中であり、腸肝循環が起こることが考えられた。

##### 2. 植物体内運命試験

植物体内における主要成分は親化合物であった。代謝物として C、E、B、F、G 及び H が認められ、[tri- $^{14}C$ ]ジフェノコナゾール処理により、L（トリアゾールアラニン）が認められた。

##### 3. 毒性試験における主な影響は、体重増加抑制、肝臓（肝重量増加、小葉中心性肝細胞腫大等）であった。

##### 4. マウスにおいて肝細胞腺腫及び肝細胞がんが認められたが、これらの腫瘍の発生機序は遺伝毒性メカニズムとは考え難く、閾値が存在すると考えられた。

##### 5. ラットを用いた発生毒性試験において、胸椎椎体二分及び胸椎椎体片側性化骨の増加が認められた。

##### 6. ラットを用いた神経毒性試験において前肢又は後肢の握力低下が認められたが、無毒性量が設定された。

##### 7. 繁殖能に対する影響及び遺伝毒性は認められなかった。

#### 【担当評価部会】：評価第一部会

（代謝物としてのトリアゾール化合物が問題となる可能性があることから）



# ジフェノコナゾール(DIFENOCONAZOLE)

残留基準値	参考基準国	残留基準	登録保留基準	C o d e x	米 国	豪 州	加 国	E U	N Z	類 型	残留基準値	参考基準国	残留基準	C o d e x	類 型
畜水産物に係る基準値															
牛の筋肉	0.05	海外			0.05	0.05	0.05			5	加工食品に係る基準値				
豚の筋肉	0.05	海外			0.05	0.05	0.05			5					
その他の陸棲哺乳類の筋肉	0.05	海外			0.05	0.05	0.05			5	ミネラルウォーター類に係る基準値				
牛の脂肪	0.05	海外			0.05					5					
豚の脂肪	0.05	海外			0.05					5					
その他の陸棲哺乳類の脂肪	0.05	海外			0.05					5					
牛の肝臓	0.05	海外			0.05	0.05	0.05			5	ミネラルウォーター類に係る基準値				
豚の肝臓	0.05	海外			0.05	0.05	0.05			5					
その他の陸棲哺乳類の肝臓	0.05	海外			0.05	0.05	0.05			5					
牛の腎臓	0.05	海外			0.05	0.05	0.05			5	ミネラルウォーター類に係る基準値				
豚の腎臓	0.05	海外			0.05	0.05	0.05			5					
その他の陸棲哺乳類の腎臓	0.05	海外			0.05	0.05	0.05			5					
牛の食用部分	0.05	海外			0.05	0.05	0.05			5	ミネラルウォーター類に係る基準値				
豚の食用部分	0.05	海外			0.05	0.05	0.05			5					
その他の陸棲哺乳類の食用部分	0.05	海外			0.05	0.05	0.05			5					
乳	0.01	海外			0.01	0.01	0.01			5	ミネラルウォーター類に係る基準値				
鶏の筋肉	0.05	海外			0.05	0.05	0.05			5					
その他の家禽の筋肉	0.05	海外			0.05	0.05	0.05			5					
鶏の脂肪	0.05	海外			0.05					5	ミネラルウォーター類に係る基準値				
その他の家禽の脂肪	0.05	海外			0.05					5					
鶏の肝臓	0.05	海外			0.05	0.05	0.05			5	ミネラルウォーター類に係る基準値				
その他の家禽の肝臓	0.05	海外			0.05	0.05	0.05			5					
鶏の腎臓	0.05	海外			0.05	0.05	0.05			5	ミネラルウォーター類に係る基準値				
その他の家禽の腎臓	0.05	海外			0.05	0.05	0.05			5					
鶏の食用部分	0.05	海外			0.05	0.05	0.05			5	ミネラルウォーター類に係る基準値				
その他の家禽の食用部分	0.05	海外			0.05	0.05	0.05			5					
鶏の卵	0.05	海外			0.05	0.05	0.05			5	ミネラルウォーター類に係る基準値				
その他の家禽の卵	0.05	海外			0.05	0.05	0.05			5					
魚介類(さけ目魚類に限る。)											ミネラルウォーター類に係る基準値				
魚介類(うなぎ目魚類に限る。)															
魚介類(すずき目魚類に限る。)											ミネラルウォーター類に係る基準値				
魚介類(その他の魚類に限る。)															
魚介類(貝類に限る。)											ミネラルウォーター類に係る基準値				
魚介類(甲殻類に限る。)															
その他の魚介類											ミネラルウォーター類に係る基準値				
はちみつ															

## ※留意事項※

※茶の分析法は熱湯抽出法による。  
 ※類型6-6は海外の作物残留試験成績等を考慮。

## ※表の見方※

- ・「残留基準値」の列(太字・黄色背景)にある数値が、現在「食品、添加物等の規格基準(昭和34年12月28日厚生省告示第370号)」において告示されている基準値である。
- ・基準値が空欄の食品については、一律基準値0.01ppmが適用される。
- ・表中の農作物、畜水産物、加工食品の名称は、告示されているものと便宜的に異なる場合がある。
- ・個別の食品がどの分類に属するかの詳細については、別途お示しすることとしているが、該当がない食品(ワカメ等の海藻類や、ワニの肉、プロボリス等のその他食品)については、一律基準値が適用される。
- ・加工食品については、当該加工食品に基準値がある場合、また当該加工食品から派生した加工食品について判断する場合、加工食品の基準が優先して適用される。
- ・なお、加工食品のうち残留基準を設定しないものについては、原則として、残留基準に適合した原材料を用いて製造され又は加工されたものであれば、流通を可能とすることとする。

・表中の残留基準値は、平成17年11月29日現在のものであり、今後随時改訂されることがあり得る。  
 ・表中の登録保留基準値、国際基準値、海外基準値等は、原則として暫定基準等(最終案)公表時に当方が把握していたものであり、最新の情報とは異なる可能性がある。

## 【食品健康影響評価を実施する部会を指定する農薬】

### シプロジニル

諮問理由	化学構造	作用機序	用途	評価資料
・魚介類への基準値設定 ・インポートトレランス申請	アニリノピリ ミジン系	メチオニン生合成阻 害	殺菌剤	・農薬抄録 ・JMPR

#### 【試験成績の概要】

1. 暫定基準値は、別添のとおり。基準参照国（機関）は、日本、Codex 及び米国。
2. 高麗人参に対するインポートトレランス申請及び魚介類基準値設定の要請がなされている。

#### 【事務局における気づきの点】

1. ラットの動物体内運命試験において、 $T_{max}$  は低用量で 0.25～1 時間、高用量で 8～12 時間、吸収率は低用量で約 80%であった。排泄は比較的速やかで投与後 48 時間で約 92～97% TAR が尿及び糞中へ排泄され、尿中への排泄がやや大きかった。胆汁中排泄試験の結果、胆汁に排泄された放射能の一部は再吸収されると考えられた。
2. 小麦、トマト、りんご及びばれいしょでの植物体内運命試験の結果、代謝物[B]、[C]、[E]、[G]、[H]、[O]、[P]、[L]、[M]及びそれら配糖体並びに[Q]、[T]等が認められた。ばれいしょの塊茎で[O]が 12.8% TRR 検出されたが、それ以外の代謝物で 10% TRR を超えるものは認められなかった。[E]、[G]、[Q]及び[T]は、植物体内運命試験でのみ検出された代謝物であった。
3. 海外において、高麗人参（生人参及び乾燥人参）を用い、シプロジニルを分析対象化合物とした作物残留試験の結果、シプロジニルの最高値は、生人参では最終散布 21 日後の 0.01 mg/kg、乾燥人参では最終散布 21 日後の 0.03 mg/kg であった。
4. 毒性試験においてシプロジニルの影響は、主に肝臓（肝細胞肥大）、腎臓（尿管好塩基性化）及び甲状腺（ろ胞上皮細胞肥大）に認められた。
5. 発がん性、繁殖に対する影響、催奇形性、遺伝毒性は認められなかった。
6. 代謝物[Q] 及び[S]については、ラットを用いた亜急性毒性試験、代謝物[Q]についてはラットを用いた発生毒性試験が実施されている。

【担当評価部会】：評価第四部会



# シプロジニル(CYPRODINIL)

残留基準値	参考基準国	残留基準	登録保留基準	Codex	米国	豪州	加国	EU	NZ	類型	加工食品に係る基準値								
											残留基準値	参考基準国	残留基準	Codex	類型				
畜水産物に係る基準値												加工食品に係る基準値							
牛の筋肉	0.01	海外				0.01					5								
豚の筋肉	0.01	海外				0.01					5	小麦ふすま	2	Codex				2	2
その他の陸棲哺乳類の筋肉	0.01	海外				0.01					5	すもも(乾燥させたもの。)	5	Codex				5	2
牛の脂肪	0.01	Codex		0.01							2								
豚の脂肪	0.01	Codex		0.01							2	干しぶどう	5	Codex				5	2
その他の陸棲哺乳類の脂肪	0.01	Codex		0.01							2								
牛の肝臓	0.01	Codex		0.01		0.01					2								
豚の肝臓	0.01	Codex		0.01		0.01					2								
その他の陸棲哺乳類の肝臓	0.01	Codex		0.01		0.01					2								
牛の腎臓	0.01	Codex		0.01		0.01					2								
豚の腎臓	0.01	Codex		0.01		0.01					2								
その他の陸棲哺乳類の腎臓	0.01	Codex		0.01		0.01					2								
牛の食用部分	0.01	Codex		0.01		0.01					2								
豚の食用部分	0.01	Codex		0.01		0.01					2								
その他の陸棲哺乳類の食用部分	0.01	Codex		0.01		0.01					2								
乳	0.0004	Codex		0.0004		0.01					2								
鶏の筋肉	0.01										6-3								
その他の家禽の筋肉	0.01										6-3								
鶏の脂肪	0.01	Codex		0.01							2								
その他の家禽の脂肪	0.01	Codex		0.01							2								
鶏の肝臓	0.01	Codex		0.01							2								
その他の家禽の肝臓	0.01	Codex		0.01							2								
鶏の腎臓	0.01	Codex		0.01							2								
その他の家禽の腎臓	0.01	Codex		0.01							2								
鶏の食用部分	0.01	Codex		0.01							2								
その他の家禽の食用部分	0.01	Codex		0.01							2								
鶏の卵	0.01	Codex		0.01							2								
その他の家禽の卵	0.01	Codex		0.01							2								
魚介類(さけ目魚類に限る。)	0.0004										6-5								
魚介類(うなぎ目魚類に限る。)	0.0004										6-5								
魚介類(すずき目魚類に限る。)	0.0004										6-5								
魚介類(その他の魚類に限る。)	0.0004										6-5								
魚介類(貝類に限る。)	0.0004										6-5								
魚介類(甲殻類に限る。)	0.0004										6-5								
その他の魚介類	0.0004										6-5								
はちみつ	0.0004										6-5								

## ※留意事項※

## ※表の見方※

- ・「残留基準値」の列(太字・黄色背景)にある数値が、現在「食品、添加物等の規格基準(昭和34年12月28日厚生省告示第370号)」において告示されている基準値である。
- ・基準値が空欄の食品については、一律基準値0.01ppmが適用される。
- ・表中の農作物、畜水産物、加工食品の名称は、告示されているものと便宜的に異なる場合がある。
- ・個別の食品がどの分類に属するかの詳細については、別途お示しすることとしているが、該当がない食品(ワカメ等の海藻類や、ワニの肉、プロボリス等のその他食品)については、一律基準値が適用される。
- ・加工食品については、当該加工食品に基準値がある場合、また当該加工食品から派生した加工食品について判断する場合、加工食品の基準が優先して適用される。
- ・なお、加工食品のうち残留基準を設定しないものについては、原則として、残留基準に適合した原材料を用いて製造され又は加工されたものであれば、流通を可能とすることとする。

- ・表中の残留基準値は、平成17年11月29日現在のものであり、今後随時改訂されることがあり得る。
- ・表中の登録保留基準値、国際基準値、海外基準値等は、原則として暫定基準等(最終案)公表時に当方が把握していたものであり、最新の情報とは異なる可能性がある。

## 【食品健康影響評価を実施する部会を指定する農薬】

### ファモキサドン

諮問理由	化学構造	作用機序	用途	評価資料
・インポートトレランス申請 ・暫定基準 ・魚介類	オキサゾリジンジオン系	電子伝達系阻害	殺菌剤	・農薬抄録 ・米国 ・EU

#### 【試験成績の概要】

1. 暫定基準値は、別紙のとおり。基準参照国（機関）は、日本、Codex、米国及びEU。
2. ばれいしょ、レタス及びたまねぎ等へのインポートトレランス申請及び魚介類基準値設定の要請がなされている。

#### 【事務局における気づきの点】

1. ラット動物体内運命試験で、低用量（5 mg/kg 体重）投与群で、血漿中  $T_{max}$  及び  $T_{1/2}$  は、約 3.5 及び約 10 時間、全血中  $T_{max}$  及び  $T_{1/2}$  は、4.8~6.7 及び 26.6~35.3 時間、 $C_{max}$  は血漿及び全血中で、いずれも約 1 µg/g、吸収率は約 40%と推定された。 $T_{max}$  時の組織分布は、主に肝臓と脂肪で高かったが、時間の経過とともに減衰した。主要排泄経路は糞中であり、主要成分は親化合物であった。
2. イヌを用いた体内運命試験においては、眼球等への分布も測定されたが、肝臓及び脂肪と比較して濃度は低かった。血漿中  $T_{max}$  及び  $T_{1/2}$  は、1~2 及び 67~75 時間、全血中  $T_{max}$  及び  $T_{1/2}$  は、4 及び 146~159 時間、 $C_{max}$  は血漿及び全血中で、約 1 及び 0.5 µg/g であり、 $T_{1/2}$  はラットに比べ非常に長かった。
3. ばれいしょ、ぶどう及びトマトを用いた植物体内運命試験の結果、放射能の大部分は処理部位にとどまり、その大部分がファモキサドンであった。
4. 中・長期毒性試験において、ラット、マウス及びイヌに共通して、貧血及び肝臓への影響が認められた。また、サルにおける 1 年間慢性毒性試験においても、同様であった。
5. イヌでは、亜急性及び慢性毒性とも白内障が認められた。
6. 発がん性、神経毒性、繁殖に対する影響及び催奇形性は認められなかった。
7. 遺伝毒性試験では、ヒトリンパ細胞を用いた *in vitro* 染色体異常試験の-S9 で陽性であったが、マウスを用いた小核試験では陰性であった。
8. ラット及びマウスを用いた 28 日間反復投与による免疫毒性試験が実施され、ラットでは免疫毒性は認められなかったが、マウスでは雄の最高用量（7,000 ppm）で一次液性免疫反応の低下が認められた。

#### 【担当評価部会】：評価第二部会

（毒性として貧血が見られることから）



# ファミキサドン (FAMOXADONE)

残留基準値	参考基準国	残留基準	登録保留基準	Codex	米国	豪州	加国	EU	NZ	類型	加工食品に係る基準値							
											残留基準値	参考基準国	残留基準	Codex	類型			
畜水産物に係る基準値												加工食品に係る基準値						
牛の筋肉	0.5	その他									6-3							
豚の筋肉	0.5	その他									6-3	小麦ふすま	0.2	Codex			0.2	2
その他の陸棲哺乳類の筋肉	0.5	その他									6-3	干しぶどう	5	Codex			5	2
牛の脂肪	0.5	Codex		0.5	0.02		0.02				2	ミネラルウォーター類に係る基準値						
豚の脂肪	0.5	Codex		0.5						2								
その他の陸棲哺乳類の脂肪	0.5	Codex		0.5	0.02		0.02			2								
牛の肝臓	0.5	Codex		0.5	0.05		0.05			2								
豚の肝臓	0.5	Codex		0.5						2								
その他の陸棲哺乳類の肝臓	0.5	Codex		0.5	0.05		0.05			2								
牛の腎臓	0.5	Codex		0.5						2								
豚の腎臓	0.5	Codex		0.5						2								
その他の陸棲哺乳類の腎臓	0.5	Codex		0.5						2								
牛の食用部分	0.5	Codex		0.5						2								
豚の食用部分	0.5	Codex		0.5						2								
その他の陸棲哺乳類の食用部分	0.5	Codex		0.5						2								
乳(脂肪)	0.03	Codex		0.03	0.06		0.06			2								
鶏の筋肉	0.01	Codex		0.01						2								
その他の家禽の筋肉	0.01	Codex		0.01						2								
鶏の脂肪	0.01	その他								6-3								
その他の家禽の脂肪	0.01	その他								6-3								
鶏の肝臓	0.01	Codex		0.01						2								
その他の家禽の肝臓	0.01	Codex		0.01						2								
鶏の腎臓	0.01	Codex		0.01						2								
その他の家禽の腎臓	0.01	Codex		0.01						2								
鶏の食用部分	0.01	Codex		0.01						2								
その他の家禽の食用部分	0.01	Codex		0.01						2								
鶏の卵	0.01	Codex		0.01						2								
その他の家禽の卵	0.01	Codex		0.01						2								
魚介類(さけ目魚類に限る。)																		
魚介類(うなぎ目魚類に限る。)																		
魚介類(すずき目魚類に限る。)																		
魚介類(その他の魚類に限る。)																		
魚介類(貝類に限る。)																		
魚介類(甲殻類に限る。)																		
その他の魚介類																		
はちみつ																		

## ※留意事項※

※類型1-2は、国内における登録状況等を考慮。

## ※表の見方※

- ・「残留基準値」の列(太字・黄色背景)にある数値が、現在「食品、添加物等の規格基準(昭和34年12月28日厚生省告示第370号)」において告示されている基準値である。
- ・基準値が空欄の食品については、一律基準値0.01ppmが適用される。
- ・表中の農作物、畜水産物、加工食品の名称は、告示されているものと便宜的に異なる場合がある。
- ・個別の食品がどの分類に属するかの詳細については、別途お示しすることとしているが、該当がない食品(ワカメ等の海藻類や、ワニの肉、プロボリス等のその他食品)については、一律基準値が適用される。
- ・加工食品については、当該加工食品に基準値がある場合、また当該加工食品から派生した加工食品について判断する場合、加工食品の基準が優先して適用される。
- ・なお、加工食品のうち残留基準を設定しないものについては、原則として、残留基準に適合した原材料を用いて製造され又は加工されたものであれば、流通を可能とすることとする。

- ・表中の残留基準値は、平成17年11月29日現在のものであり、今後随時改訂されることがあり得る。
- ・表中の登録保留基準値、国際基準値、海外基準値等は、原則として暫定基準等(最終案)公表時に当方が把握していたものであり、最新の情報とは異なる可能性がある。

【既に食品健康影響評価の結果を有している農薬】

スピロメシフェン（第3版）

諮問理由	化学構造	作用機序	用途	評価書に追加した資料
・適用拡大 ・魚介類基準値設定	環状ケトエノール系	アセチル CoA カルボキシラーゼを阻害	殺虫剤	・魚介類の最大推定残留値に係る資料 ・作物残留試験

【事務局における気づきの点など】

1. 適用拡大及び魚介類基準値設定の要請に係る諮問による第3版の審議。
2. 魚介類の最大推定残留値に係る試験から追加となる暴露評価対象物質はないと思われる。
3. 今回、暴露評価対象物質の変更はないが、選定理由を明記した。

以上より、暴露評価対象物質及び ADI の変更はないと思われる。

【既に食品健康影響評価の結果を有している農薬】

ピリダリル（第5版）

諮問理由	化学構造	作用機序	用途	評価書に追加した資料
・魚介類基準値設定	フェノキシ-ピリジロキシ誘導体の構造を有する	昆虫に対して食毒及び接触毒として作用する	殺虫剤	・魚介類の最大推定残留値に係る資料

【事務局における気づきの点など】

1. 魚介類基準値設定の要請に係る諮問による第5版の審議。
2. 魚介類の最大推定残留値に係る試験から追加となる暴露評価対象物質はないと思われる。

以上より、暴露評価対象物質及びADIの変更はないと思われる。

【既に食品健康影響評価の結果を有している農薬】

オキシリニック酸（第2版）

諮問理由	化学構造	作用機序	用途	評価書に追加した資料
・適用拡大	キノリン骨格を有する	細菌の DNA gyrase のサブユニット A と結合して DNA gyrase の不活化を起こすことにより DNA の複製を阻害し、菌を死滅させる	殺菌剤	・急性神経毒性試験 ・90 日間亜急性神経毒性試験 ・作物残留試験（国内）

【事務局における気づきの点など】

1. 適用拡大申請に係る諮問による第2版の審議。
2. 急性及び90日間亜急性神経毒性試験の結果、興奮性の神経症状及び行動変化が認められたが、これらは既評価の急性毒性試験等で認められ、ヒトへの外挿性については評価済みである。
3. 本剤は農薬及び動物用医薬品に該当し、農薬専門調査会後にその結果をふまえて親委員会で動物用医薬品専門調査会での審議が必要かを決定することとなっている。

【既に食品健康影響評価の結果を有している農薬】

メタアルデヒド（第3版）

諮問理由	化学構造	作用機序	用途	評価書に追加した資料
・適用拡大	エタナール重 合体	ナメクジ類、ス クミリンゴガイ 等に接触吸収に より毒性を示す	ナメクジ 駆除剤	・ラット急性経皮試験 ・マウス皮膚感作性試験 (LLNA法) ・作物残留試験

【事務局における気づきの点など】

1. 適用拡大に係る諮問による第3版の審議。
2. 追加提出された試験の結果は、いずれも既評価の試験と大きな差はなかった。

以上より、暴露評価対象物質及びADIの変更はないと思われる。

【既に食品健康影響評価の結果を有している農薬】

メタラキシル及びメフェノキサム（第2版）

諮問理由	化学構造	作用機序	用途	評価書に追加した資料
・魚介類基準値設定要請 ・インポートトレランス申請要請	アシルアラニン誘導体	・菌体内におけるウリジンのRNA への取り込み阻害 ・RNA、DNA 及び脂質合成阻害	殺菌剤	・植物体内運命試験（水稻）[メタラキシルM] ・作物残留試験（海外）[メタラキシル] ・魚介類の最大推定残留値に係る資料

【事務局における気づきの点など】

1. 魚介類の残留基準値及びインポートトレランス設定の要請に係る諮問による第2版の審議。
2. 植物体内運命試験（水稻）の結果、収穫期玄米中の残留放射能は 0.001%TRR 未満であった。
3. 魚介類の最大推定残留基準値に係る資料から追加となる暴露評価対象物質はないと考えられた。

以上より、暴露評価対象物質及び ADI の変更はないと思われる。

# 農薬専門調査会体制(平成22年6月農薬専門調査会決定)



幹事会		
納屋 聖人《座長》	三枝 順三	
林 真《副座長》	西川 秋佳	
赤池 昭紀	布柴 達男	
上路 雅子	松本 清司	
小澤 正吾	吉田 緑	